

平成25年(厚)第758号

平成26年2月28日

主文

厚生労働大臣が平成〇年〇月〇日付で再審査請求人に対してした、亡Aに係る遺族厚生年金を支給しないとした処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法による遺族厚生年金の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経緯

- 1 請求人は、失踪宣告により平成〇年〇月〇日に死亡したとみなされたA(以下「亡A」という。)の妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「失踪の起点日(平成〇年〇月〇日)において、生計維持関係が認められないため。(厚生年金保険法第59条不該当)」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由は、本件裁決書添付別紙1に記載のとおりである。

第3 問題点

遺族厚生年金は、被保険者(失踪の宣告を受けた被保険者であった者であって、行方不明となった当時被保険者であった者を含む。)が、死亡したとき、その当時その者によって生計を維持していた場合、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族がその者の配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持した者であることを要し、かつ、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外でなければな

らないとされている(厚生年金保険法第58条第1項第4号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10及び平成6年11月9日庁保発第36号社会保険庁運営部長通知)。

したがって、本件の問題点は、上記法令等の規定に照らして、請求人が、亡Aの死亡に係る遺族厚生年金を受給することができる配偶者に該当しないと認められるか、否かである。

第4 当審査会の判断

1 「略」

- 2 上記認定事実によると、亡Aは、平成〇年〇月〇日に、それまで請求人及びBと同居していた自宅を出奔し、消息を絶って所在不明となり、平成〇年〇月〇日に生死不明となり、同日から7年の普通失踪期間が満了した平成〇年〇月〇日に死亡したものとみなされたものと認められる。

- 3 ところで、民法は、第1編「総則」第2章「人」の第3節に「住所」の節を置き、各人の生活の本拠をその者の住所とする(第22条)、住所が知れない場合には、居所を住所と見なすとした上(第23条第1項)、第4節に「不在者の財産の管理及び失踪の宣告」の節をおき、その第25条第1項において、「従来の住所又は居所を去った者(以下「不在者」という。)がその財産の管理人(…)を置かなかったときは、家庭裁判所は…その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。」と規定し、第30条第1項において「不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。」と規定し、第31条において「前条第1項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、…死亡したものとみなす。」と規定している。そして、厚生年金保険法第59条第1項は、「遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者、…であって、被保険者又は被保険者であった者の

死亡の当時（失踪の宣告を受けた被保険者であった者にあつては、行方不明となった当時。…）その者によって生計を維持したものとする。」と規定している。生計維持要件が充足されるかどうかの基準時は、被保険者又は被保険者であった者の死亡の時とされているが、これをそのまま失踪宣告を受けた者に適用すると、民法第31条により、失踪期間満了の時が基準時となるが、厚生年金保険法第59条第1項は、その者が失踪の宣告を受けた者である場合については、「死亡の当時」を「行方不明となった当時」と読み替えているのである。この読替規定は、昭和46年法律第72号による厚生年金保険法の改正によって追加され、受給要件の緩和を図ったものであるが、普通失踪のように生死不明となつてから7年経過した時点で死亡したものとみなされる者については、死亡当時では、7年間以上も生死不明となっているので、被保険者ではなくなっていたり、また、生計維持の関係がないこと等が一般的であり、遺族厚生年金が支給されないことになるため、このような事態を解消するために、失踪者の場合は被保険者資格や生計維持関係を行方不明となつた時点で認定することとしたものと解される。

- 4 家庭裁判所は、申立権を有するものから失踪宣告の審判の申立てがあつた場合には、失踪者が真に生死不明であるか、生存の有無、最後の音信が何年何月何日何時であつたかを判断するため、失踪者の縁故関係、立寄りを考え得る諸方面に対して照会するなどして審理を行い（通常、これらの調査は、家事審判官が家庭裁判所調査官に対して包括調査命令を発して行われる。）、これによって失踪期間（生死不明期間）の始期、失踪期間経過の要件の存否を判断して公示催告を行い、催告期間中も生存の有無、失踪期間の始期について十分な審理をした上、宣告の審判を行うものである。そして、生死不明期間の始期については、最後に生存が確認された日の翌日と認定され、最

後の生存確認日が分からない場合は、生存しているとすれば、その者によって当然になされるべきことがなされなかつた日と認定されるのが通例であると解される。本件審判は、「不在者Aは平成〇年〇月〇日以来7年以上生死が分からないものと認め」と認定、説示して、亡Aの失踪期間の始期を平成〇年〇月〇日と認定したものである。そして、〇〇運転免許本部長警視正c作成の平成〇年〇月〇日付回答書（〇〇家庭裁判所裁判所書記官宛）の写しによると、亡Aは自動車運転免許を取得しており、最後に運転免許証が交付されたのが平成〇年〇月〇日であり、この運転免許証が平成〇年〇月〇日に失効していることが認められ、亡Aの生年月日は上記認定のとおり、昭和〇年〇月〇日であることを併せると、本件審判は、有効期間が平成〇年〇月〇日までとして交付を受けた運転免許証について、亡Aが生存しているとすれば当然にするであろう運転免許証の更新手続をしなかつたことから、運転免許証の有効期間の終期の翌日である平成〇年〇月〇日をもって、失踪期間、すなわち生死不明期間の始期と認定したものであることが優に認定されるところである。

- 5 以上の認定及び判断に基づき、請求人が亡Aの死亡の当時、同人によって生計を維持していたかどうかについて検討する。亡Aは、失踪宣告を受けた者であり、法律上は平成〇年〇月〇日に死亡したとみなされるが、厚生年金保険法第59条第1項の規定の適用については、同項の読替規定により、亡Aが行方不明となつた当時、請求人が同人によって生計を維持していたかどうかを検討されることになる。しかして、上記認定事実によると、亡Aが行方不明となつた日は、亡Aが借金の返済に窮し、自宅を出奔して帰来しなかつた平成〇年〇月〇日であると認定することができる。そして、上記認定事実によると、請求人が平成〇年〇月〇日当時、亡Aにより生計を維持していたものであることは明らかである（本件手続

の全趣旨によると、請求人が平成○年○月○日当時、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者であると認められ、保険者もこの点については明らかに争わない。).

6 ところで、保険者は、審理期日において、本件裁決書添付別紙2に記載のとおり意見を述べるが、その要旨は、亡Aが行方不明となったのは平成○年○月○日であり、その当時、請求人は亡Aにより生計を維持していたとはいえないというものである。しかしながら、保険者の上記意見は、採用することができない。蓋し、保険者が亡Aが行方不明となった日を平成○年○月○日と認定したのは、本件審判が「不在者Aは平成○年○月○日以来7年以上生死が分からないものと認め」と認定、説示したことを根拠とするものであることが明らかであるところ、本件審判は、平成○年○月○日を不在者亡Aの行方不明期間の始期と認定したものではなく、生死不明期間の始期と認定したものであることは明らかである。本件審判は、従来の住所を去った不在者である亡Aが「平成○年○月○日以来生死不明である」と認定、判断しているのであり、「従来の住所を去って不在者となった日」を平成○年○月○日と認定しているわけではないのである(なお、東京控訴院大正元年11月2日判決・法律新聞859号23頁は、失踪宣告の判決の確定力は不在者が何時死亡したものとみなされるかという点に及ぶにとどまり、その判決の理由すなわち何時から不在者として生死不明であったかという点に及ぶものではないとしている(家庭裁判資料第125号「改訂家事執務資料上巻の1」48頁参照)).そして、本件記録を精査するも、亡Aが行方不明となった日を平成○年○月○日であると認めることのできる資料はない。原処分は、結局、亡Aが行方不明となった日の認定を誤ったものといわざるを得ない。

7 以上の認定及び判断の結果によると、請求人は、亡Aの死亡の当時、亡Aによっ

て生計を維持した配偶者であると認められるから、請求人に対し遺族厚生年金を支給しないとした原処分は不当である。

よって、原処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。